



### 「要介護・要支援新規認定の申請」の対象者

1.65 歳以上で介護サービスまたは介護予防サービスが必要になった方

2.40 歳から 64 歳で、次の病気により介護サービスまたは介護予防サービスが必要になった方

- (1)がん（医師が一般的に認められている医学的見地に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- (2)関節リウマチ
- (3)筋萎縮性側索硬化症
- (4)後縦靭帯骨化症
- (5)骨折を伴う骨粗鬆症
- (6)初老期における認知症
- (7)進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- (8)脊髄小脳変性症
- (9)脊柱管狭窄症
- (10)早老症
- (11)多系統萎縮症
- (12)糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- (13)脳血管疾患
- (14)閉塞性動脈硬化症
- (15)慢性閉塞性肺疾患
- (16)両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症